

令和 2 年 12 月 1 日
広島県報号外第 79 号

岡山県からの入漁に係る広島 県漁業調整規則第 11 条の 規定に基づく制限措置など

令和 2 年広島県告示第 1166 号の別冊

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の隻数	漁業を営む者の資格
あみこぎ網漁業	福山市地先海面 (ただし、福山市鞆町と沼隈町の境界以東の海面)	11月1日から翌年1月31日まで	—	5トン未満	0 (許可している船舶等の数：0)	広島・岡山連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(2) さわら流し刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の隻数	漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網漁業	福山市地先海面 (ただし、福山市内海町田島地先以東の海面)	4月20日から6月20日まで	定めない	定めない	0 (許可している船舶等の数：9)	広島・岡山連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(3) 刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
一枚建刺し網漁業	福山市地先海面 (ただし、福山市内海町田島地先以東の海面)	7月1日から9月30日まで	定めない	定めない	0 (許可している船舶等の数：0)	広島・岡山連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者であって、岡山県において同様の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(4) はえなわ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶等の数	漁業を営む 者の資格
あなごは えなわ漁 業	福山市仙酔 島東端から 真南(180°) の線より以 東の広島県 海面	1月1日か ら12月31日 まで (7, 8月 を除く)	定めない	5トン以上	0(許可してい る船舶等の数: 0)	広島・岡山連合 海区漁業調整 委員会が締結 した入漁協定 の参加者であ って、岡山県に おいて同様の 漁業の許可を 受けて営む者 に限る。

(5) ほこ突によるなまこ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき 漁業者の数	漁業を営む 者の資格
ほこ突による なまこ漁業	福山市袴島・宇 治島・走島(南 側)地先海面	1月1日から12 月31日まで	0(許可している 船舶等の数: 0)	広島・岡山連合海区漁業 調整委員会が締結した 入漁協定の参加者であ って、岡山県において同 様の漁業の許可を受け て営む者に限る。

2 許認可を申請すべき期間

定めない。

3 条件

(1) あみこぎ網漁業

ア つば網の身網及び道網の周囲150メートルの区域内においては、操業してはならない。

イ のり養殖施設から100メートルの区域内においては操業してはならない。

ウ 袋網の目合は、140経よりも荒いものを使用してはならない。

エ 午後7時から午前5時までの間は操業してはならない。

(2) さわら流し刺し網漁業

ア 網丈は、25メートル以内でなければならない。

イ 網目は、9.09センチメートル(3寸)より荒く、13.03センチメートル(4寸3分)より細くならない。

ウ 網(浮子方)は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

エ 網の長さは、600メートルを超えてはならない。

オ 4月20日から6月15日までの期間内に、つば網漁業を内容とする第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

(3) 一枚建刺し網漁業

ア 網丈は、3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。

エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

オ がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。

(4) ほこ突によるなまこ漁業

なまこを対象とする第一種共同漁業権区域内で操業する場合は、入漁権を設定した共同漁業権漁場の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。